

茨城県農林水産部農地局が発注する建設工事における情報共有システム活用実施要領

（目的）

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組の一環として、茨城県農林水産部農地局が発注する建設工事において、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本県ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

（※1）ASP方式とは、インターネット経由でサービスを提供する方式をいう。

（2）受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。また、主任（監理）技術者などの関係者も必要に応じて工事情報の共有ができるものとする。

（3）発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主に指す。また、検査員や契約担当職員等の関係者も必要に応じて工事情報の共有ができるものとする。

（4）工事帳票

茨城県土地改良工事共通仕様書等で定義する「書面」を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙媒体と同様の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者間の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 茨城県農林水産部農地局が発注する建設工事は原則として対象とする。

2 第1項による対象工事は特別仕様書に情報共有システム活用工事であることを明示する。

3 本要領の適用日時点で発注済（契約済を含む。）の建設工事についても、受発注者協議により対象工事とすることができるものとする。

4 契約後、受発注者協議により、やむを得ない理由があると認める場合には対象としないことができるものとする。

(情報共有システムの機能要件)

第4条 使用する情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定にあたっては、国土交通省HPに公表されている「情報共有システム提供者機能要件工事対応状況一覧表」を参考に受発注者協議により決定する。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムに利用に必要な機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、工事施工開始までに利用環境を準備するものとする。

(工事帳票)

第5条 情報共有システムで取り扱う工事帳票は、別紙1 情報共有システム活用対象書類一覧表を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(工事帳票の決裁)

第6条 情報共有システムで取り扱う工事帳票の決裁は、情報共有システム上で決裁することができるものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底する。

- ① ID・パスワードの管理
- ② ウィルス対策
- ③ 個人情報等機密情報の管理
- ④ 工事関係データの管理（定期的なバックアップなど）
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理をした工事帳票は、工事完成（中間）検査をする時に、当該電子データをディスプレイ装置に表示することにより受検することができるものとする。なお、検査時の取り扱いについては、別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(工事帳票電子データの納品)

第9条 受注者は、情報共有システムで処理した工事帳票一式を工事完成時に電子媒体（CD-R等）に記録して、発注者に納品する。

(情報共有システム利用に係る経費)

第 10 条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

(その他)

第 11 条 本要領に定めがない事項に関しては、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省）や「茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム実施要領」を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日以降に起工決議する工事に適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 8 月 25 日以降に起工決議する工事に適用する。

(参考) 特別仕様書の記載例

要領第 3 条第 1 項の規定により発注する工事の場合

第〇〇条 情報共有システム活用実施工事

1 この工事は、茨城県農林水産部農地局が発注する建設工事における情報共有システム活用実施要領（令和 7 年 2 月 茨城県農林水産部農地局）（以下「要領」という。）第 3 条第 1 項に基づく情報共有システム活用実施工事である。

2 実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県農林水産部農地局農地整備課のホームページから入手できる。

3 使用する情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定にあたっては、国土交通省 HP に公表されている「情報共有システム提供者機能要件工事対応状況一覧表」を参考に受発注者協議により決定する。

4 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙 1 情報共有システム活用対象書類一覧表を基本として、工事契約後、受発注者間の協議により対象書類等を決定する。

5 やむを得ない理由があると認める場合は、受発注者協議により対象工事から外すことができるものとする。

■情報共有システム活用対象書類一覧表

※別紙1

R7. 8月適用版

工 事 関 係 書 類						書類の取扱い		備 考				
作成時期	種 別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	ASP	紙					
工事着手前	契約関係書類		1	現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書	建設工事請負契約書	○						
			2	工程表	建設工事請負契約書	○						
			3	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書	共通仕様書	○						
			4	請求書(前金払)	建設工事請負契約書		○					
	その他		5	工事カルテ登録内容確認書(コリンズ)	共通仕様書	/		提示				
			6	再生資源利用計画書-建設資材搬入工事前-	共通仕様書			○	施工計画書に含めて提出			
			7	再生資源利用促進計画書-建設副産物搬出工事前-	共通仕様書			○	〃			
	工事書類	1 施工計画	① 施工計画	8	施工計画書	共通仕様書	○					
				9	設計図書の照査確認資料(契約書第18条に該当する事実があった場合)	建設工事請負契約書 共通仕様書	○					
				10	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書	○					
		2 施工体制	② 施工体制	11	工事測量結果	共通仕様書	○					
				12	下請負人通知書・再下請負通知書・作業員名簿	建設工事執行規則 建設工事施工適正化指針	○					
				13	施工体制台帳・作業員名簿	共通仕様書 建設工事施工適正化指針	○					
				14	施工体系図	共通仕様書 建設工事施工適正化指針	○					
施工中	工事書類		③ 施工管理	15	指示・承諾・協議書 (金額の変更を伴うものを(軽微なものを除く))	茨城県営土地改良工事施工等の手続 及び監督規程	○					
				16	指示・承諾・協議書(上記以外)	茨城県営土地改良工事施工等の手続 及び監督規程	○					
				17	工事打合せ記録簿(協議)	共通仕様書	○					
				18	工事打合せ記録簿(承諾)	共通仕様書	○					
				19	工事打合せ記録簿(提出)	共通仕様書	○					
				20	工事打合せ記録簿(報告)	共通仕様書	○					
				21	工事打合せ記録簿(通知)	共通仕様書	○					
				22	関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書	○		許可後の資料は提出ではなく提示でよい。 ただし、監督員から請求があった場合は提出する。			
				23	近隣協議資料	共通仕様書	○		監督員から請求があった場合は提出する。			
				24	段階確認記録簿	共通仕様書	○					
				管安理全④		25	休日・夜間作業届	共通仕様書	○			
						26	安全教育訓練実施資料	共通仕様書		協議 (B)	提示	
			管工理程⑤		27	工事履行状況報告書(実施工程表含む)	工事請負契約書 共通仕様書	○				
					28	出来形管理図表	共通仕様書	/		施工中は提示		
			管形出来⑥		29	出来形数量計算書	共通仕様書			〃		
					30	品質管理図表	共通仕様書	〃				
			管品質⑦		31	材料使用届	共通仕様書	○		添付資料(品質証明資料等)が膨大である など、効率化に繋がらないと判断されるもの については、ASPの対象としない。		
					契約関係書類		中間前払金		32	認定請求書	建設工事請負契約書	
			33	請求書(中間前払金)					建設工事請負契約書		○	
			完済部分検査				34	指定部分完成通知書	建設工事請負契約書		○	
							35	指定部分引渡書	建設工事請負契約書		○	
							36	請求書(部分完成払金)	建設工事請負契約書		○	
							37	出来高内訳書	建設工事請負契約書 共通仕様書		○	
			既済部分検査				38	既成部分完成検査請求書	建設工事請負契約書		○	
	39	出来高内訳書					建設工事請負契約書 共通仕様書		○			
	40	請求書(部分払金)					建設工事請負契約書		○			
	部分使用		41	部分使用承諾書			建設工事請負契約書	○				
支給材料・資与品	支給品	42	支給品受領書	建設工事請負契約書	○							
		43	支給品精算書	共通仕様書	○							
現場発生品		44	現場発生品調書工事現場発生材報告書	共通仕様書	○							
その他				45	出来形報告書	共通仕様書	○					
				46	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書	/		提示			
				47	参考資料等							
工事完成時	契約関係書類		48	工事完成通知書	建設工事請負契約書		○					
	工事書類		49	出来形管理図表・出来形管理図表	建設工事請負契約書 共通仕様書	協議 (A)						
			50	品質管理一覧表	建設工事請負契約書 共通仕様書	協議 (A)						
			51	工事主要材料使用総括表	共通仕様書	協議 (A)						
			52	工事写真	共通仕様書	協議 (A)						
			53	総合評価実施報告書	入札公告	協議 (A)						
			54	現場環境改善の実施状況		協議 (A)						
			55	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書	協議 (A)						
	その他		56	再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事前ー	共通仕様書	協議 (A)						
			57	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事前ー	共通仕様書	協議 (A)						

※共通仕様書とは、茨城県営土地改良工事共通仕様書のことである。

※本表は、基本的な取扱いを定めたものである。ASPの対象・非対象を変更する場合は受発注者協議とする。

※本表は工事に必要となる代表的な書類の一覧であり、本表に掲載のない書類の取扱い(ASPの対象、非対象)については、受発注者協議による。

「ASP」: 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行う書類

「紙」: 契約書類、契約関係書類等で、従来どおり「紙」を授受する書類

「協議A」 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行うことを基本とするが、検査時に「紙」で提出する場合はASPで扱わない書類

「協議B」 : 受注者における自主的な施工管理の記録であるが、電子化することで、監督員がその状況を把握できる書類